

# 令和3年度 指定管理業務 実績評価シート

作成年月日 令和4年6月22日

部課名 健康こども部こども家庭課

施設名	弘前市みやぞの児童センター・弘前市北児童センター
施設の設置目的	児童福祉法第40条に基づく施設として、児童福祉の向上に資することを目的とする。
所在地	弘前市みやぞの児童センター…弘前市大字宮園二丁目5番地5 弘前市北児童センター…弘前市大字青山三丁目22番地3
指定管理者名	社会福祉法人養正福祉会
指定期間	平成31年4月1日から令和6年3月31日まで
1 事業計画の実施状況	<p>新型コロナウイルス感染症の影響から、中止せざるを得なかった事業や、一部縮小や変更となった事業があるが、事業計画に基づいた適正な管理運営を行っている。</p>
2 市民サービス向上のための取組状況	<p>児童館延長利用事業を実施し、利用者サービスの向上を図っている。 地域に開かれた児童センターへの取り組みとして、ママストレッチ、ベビーヨガを実施している。 新型コロナウイルス感染症対策を行いつつ、感染状況を見極めながら、工夫を凝らした事業を行っている。 アンケート実施結果から見て、事業・行事への利用者の満足度は高い。</p>
3 市民ニーズの把握の実施状況	<p>施設内に意見箱を設置し、利用者の意見・要望を把握するとともに、対応策を検討、対応を行っている。 また、年に一回は、アンケート調査を実施し利用者ニーズの把握に努めている。苦情受付については、施設内へ掲示し、周知を行っている。利用者からの意見・要望に適切に対応している。</p>
4 施設の利用状況（利用者数、稼働率など）	<p>(みやぞの児童センター) 令和2年度 年間:16,009人/293日(54人/日)→令和3年度 年間:17,952人/285日(62人/日) (北児童センター) 令和2年度 年間:16,314人/293日(55人/日) →令和3年度 年間:17,891人/284日(62人/日) 新型コロナウイルス感染症の影響で休館措置があったため、開館日数が前年度より減少しているが、利用児童数は、前年度より増加している。</p>
5 指定管理業務の収支状況	<p>計画的な予算執行に努めており、適正に行われている。</p>

## 6 実地調査の結果

利用者の安全確保を第一に考え、施設・設備の良好な維持管理が行われている。また、児童厚生施設として必要な各事業を新型コロナウイルス感染症対策を講じながら実施するほか、利用者及び関係団体の意見の把握、個人情報の管理、施設の効率的運用、経費削減に関する取り組み、環境への配慮等、施設を適切に管理運営することができている。

## 7 成果指標の達成度

成果指標は施設利用満足度としており、(前年度満足度)「84.5%」に対し実績が「77.3%」で達成度は「91.5%」となっている。

## 8 評価

### (1) 指定管理者の自己評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	週案を作成し、計画性を持って日常活動に当たっている。	子どもたちの日常を注意深く見守り、目の届かないところでトラブル等が発生するのを未然に防止するよう努める。 トラブル等が発生した時には、適切な対応が必要なことから、職員一人ひとりが責任ある行動がとれるよう普段から情報交換をする。
施設の管理	B	概ね適正に管理できた。	施設の管理については適正になされていると思うが、学区内の危険個所の把握については、まだ十分とはいえない。今後も学校・地域との情報交換等により、危険個所の把握に努める。
経理の状況	A	法人事務担当者が経理の処理に当たり、適正に管理している。 子どものために活用できる予算は最大限に活用し、日常の活動を実施した。	今後も、日常の活動に要する経費を惜しむことなく活用し、有効な、また適正な処理に努める。
団体の財務状況	B	問題なし。	

### (2) 市の指定管理者に対する評価

評価区分	評価	評価の説明	今後の課題と対応
施設の運営	B	利用の公平性を保ち、法令等を遵守しながら、2つの児童センターとも地域と連携した事業を展開している。	利用者のサービス向上に努めていただくよう、職員研修や情報共有の場などの体制づくりの強化を行っていただく。
施設の管理	B	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理等が適正に実施されている。	学校や地域と情報交換し、学区内の危険個所の把握に努めていただく。不具合がある箇所は、市と協議のうえ、改修など必要な対応をとっていただく。
経理の状況	B	帳簿等の整備、経理の区分、収支状況については適正である。	今後も適正な経理に努めていただく。
団体の財務状況	B	安定的な経理的基盤を有し、適切なものとなっている。	今後も財務状況に注意しながら、安定的な運営をしていただく。

**【評価の視点】**

評価区分	評価の視点
施設の運営	法令等の遵守、使用許可、市の指定事業、付随業務、自主事業、公平性、職員配置・研修、開館時間・休館日、職員の接遇、利用者ニーズの把握・反映、事業計画の実施状況、業務報告など
施設の管理	利用者の安全対策、施設・設備の維持管理、個人情報の管理、文書等の管理、備品等の管理、緊急時対策、災害対策など
経理の状況	帳票等の整備、経理の区分、収支状況、経費の削減、帳簿等の保管状況など
団体の財務状況	安定的な施設の管理が可能な経理的基盤を有しているか

**【評価の基準】**

A	協定書・基準書等の内容を超える管理運営が行われたと判断できるもの (適正な管理運営に加えて、更なる取組みや成果があると評価できるもの)
B	協定書・基準書等の内容を概ね適正に実施していると判断できるもの (軽微な改善点はあったが、速やかに改善されているもの)
C	協定書等の内容に対して改善点はあったが、適切な改善策が講じられているもの
D	協定書等の内容に対して不履行があるものや、改善がなされていないものがあるもの

※「団体の財務状況」の評価基準□

B	問題がない
C	今後に注意を要する
D	早急な改善を要する